

令和3年2月26日開会

④

令和3年第1回茨城県議会定例会議案

(第 2 綴)

茨 城 県

令和3年第1回茨城県議会定例会議案（第2綴）目次

	頁
第45号議案	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例…………… 1
第46号議案	介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例等 の一部を改正する条例…………… 2
第47号議案	児童福祉法に基づき指定障害児通所支援の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例 等の一部を改正する条例……………28
第48号議案	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービ スの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例……………37

条 例 ・ そ の 他

第45号議案

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年茨城県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号中「(第6号において「農業者研修教育施設」という。)」を削る。

第7条第1項第8号中「第2条」を「第2条第1項」に改め、同条第2項中「760円」を「1,520円」に改める。

第14条第1項第2号中「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」を「放射性同位元素等の規制に関する法律」に改める。

付則第13項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る」に改める。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年2月26日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第46号議案

介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年茨城県条例第66号）の一部を次のように改正する。

目次中「第275条」の次に「・第276条」を加える。

第3条に次の2項を加える。

3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第29条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第31条に次の1項を加える。

4 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第31条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第31条の2 指定訪問介護事業者は、感染症又は災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的

に実施しなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第32条に次の1項を加える。

3 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

第33条に次の1項を加える。

2 指定訪問介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第37条の次に次の1条を加える。

(利用者以外の者へのサービスの提供)

第37条の2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第38条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第38条の2 指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第55条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第55条の次に次の1条を加える。

(勤務体制の確保等)

第55条の2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し、適切な指定訪問入浴介護を提供できるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定訪問入浴介護事業者は、全ての訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第3条に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第57条及び第61条中「第31条」を「第31条の2」に改める。

第75条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第83条に次の1号を加える。

(6) 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（テレビ電話装置等を用いて行われるものに限る。）に利用者又はその家族が参加する場合は、テレビ電話装置等の使用について当該利用者又はその家族の同意を得なければならない。

第85条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第93条第2項中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、同項中第4号を第7号とし、第3号の次に次の3号を加える。

(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要であると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。

(5) 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。

(6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

第93条に次の1項を加える。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、適切に行うものとする。
- (2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、適切に指導又は説明を行うものとする。
- (3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。
- (4) それぞれの利用者に対し、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。

第94条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第105条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第106条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定通所介護事業者は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、政令第3条に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第106条に次の1項を加える。

4 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第109条第2項中「必要な措置を講ずるよう努め」を「、規則で定める措置を講じ」に改める。

第109条の2を第109条の3とし、第109条の次に次の1条を加える。

（地域との連携等）

第109条の2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第111条中「第27条」の次に「、第31条の2」を、「第37条」の次に「、第38条の2」を加え、「「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第33条」を「同項、第27条、第31条の2第2項及び第33条第1項」に改める。

第113条中「第27条、」の次に「第31条の2、」を、「、第37条」の次に「、第38条の2」を加え、「第33条に」を「第33条第1項に」に、「及び第33条」を「、第31条の2第2項及び第33条第1項」に、「及び第106条第3項」を「並びに第106条第3項及び第4項」に改める。

第133条中「第27条」の次に「、第31条の2」を、「第37条」の次に「、第38条の2」を、「第105条」と、」の次に「同項、第27条、第31条の2第2項及び第33条第1項中」を加え、「、第33条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と」を削る。

第141条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第142条第2項中「必要な措置を講ずるよう努め」を「，規則で定める措置を講じ」に改める。

第144条中「第27条」の次に「，第31条の2」を、「第106条第3項」の次に「及び第4項」を加える。

第146条第4項中「並びに同項第3号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち1人は，常勤で」を「のうち少なくとも1人以上及び同項第3号の介護職員又は看護職員のうち少なくとも1人以上は，常勤とし」に、「この限りでない」を「生活相談員，介護職員及び看護職員のいずれも常勤としないことができる」に改め、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 指定短期入所生活介護事業者は，第1項第3号の規定にかかわらず，利用者の状態像に応じて必要がある場合には，病院，診療所又は指定訪問看護ステーション（併設事業所にあつては，当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）を含む。）との密接な連携により看護職員を確保しなければならない。

第149条第1項第2号ア中「第108条」を「第108条第1項」に改め、同号イ中「第108条」を「第108条第2項」に、「同条」を「同条第1項」に改め、同条第5項中「当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「及び」という。）」を削る。

第162条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1項を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第166条中「第26条」の次に「，第31条の2」を、「第36条」の次に「，第37条，第38条」を加え、「第33条中」を「第31条の2第2項及び第33条第1項中」に改め、「第106条第3項」の次に「及び第4項」を加える。

第169条第1項第2号ア中「第108条」を「第108条第1項」に改め、同号イ中「第108条」を「第108条第2項」に、「同条」を「同条第1項」に改める。

第176条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1項を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第177条第4項に後段として次のように加える。

この場合において，当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は，全ての短期入所生活介護従業者（看護師，准看護師，介護福祉士，介護支援専門員，政令第3条に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し，認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第177条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は，適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第179条の3中「，第26条」の次に「，第31条の2」を、「第36条」の次に「，第37条，第38条」を加え、「第33条中」を「第31条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。）と，第33条第1項中」に改め、「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「及び」という。）」を削り、「第106条第3項」の次に「及び第4項」を加える。

第186条中「，第26条」の次に「，第31条の2」を、「第36条」の次に「，第37条，第38条」を加え、「第33条中」を「第31条の2第2項及び第33条第1項中」に改め、「第106条第3項」の次に「及び第4項」を加える。

第199条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1項を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第202条中「第26条」の次に「，第31条の2」を、「第36条」の次に「，第37条，第38条」を加え、「第33条中」を「第31条の2第2項及び第33条第1項中」に改め、「第106条第3項」の次に「及び第4項」を加える。

第211条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第212条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、全ての短期入所療養介護事業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、政令第3条に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第212条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第230条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第231条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、指定特定施設入居者生活介護事業者は、全ての特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、政令第3条に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第231条に次の1項を加える。

- 5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第235条中「第26条」の次に「、第31条の2」を、「第36条」の次に「、第37条、第38条」を加え、「第33条中」を「第31条の2第2項及び第33条第1項中」に改める。

第243条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第246条中「第26条」の次に「、第31条の2」を、「第36条」の次に「、第37条、第38条」を加え、「第33条中」を「第31条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第33条第1項中」に改める。

第255条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第258条に次の1項を加える。

- 6 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

第259条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第261条中「第26条」の次に「、第31条の2」を加え、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に改め、「第255条」と、「」の次に「同項及び第31条の2第2項中」を加え、「サービス利用」を「サービスの利用」と、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」に改める。

第263条中「第26条」の次に「、第31条の2」を加え、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に改め、「第255条」と、「」

の次に「同項及び第31条の2第2項中」を、「利用」との次に「、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第274条中「第26条」の次に「、第31条の2」を加え、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に改め、「第255条」と、の次に「同項及び第31条の2第2項中」を加え、「第32条中」を「第32条第1項中」に、「サービス利用」を「サービスの利用」と、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」に改める。

第275条を第276条とし、第14章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第275条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第12条(第40条の3、第45条、第57条、第61条、第77条、第87条、第96条、第111条、第113条、第133条、第144条、第166条(第179条において準用する場合を含む。))、第179条の3、第186条、第202条(第214条において準用する場合を含む。))、第235条、第246条、第261条、第263条及び第274条において準用する場合を含む。)及び第222条第1項(第246条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(社会福祉法に基づき軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 社会福祉法に基づき軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年茨城県条例第63号)の一部を次のように改正する。

目次中「第34条」を「第34条の2」に改め、「第35条」の次に「・第36条」を加える。

第3条に次の1項を加える。

4 軽費老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第8条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第23条第2項中「第34条」を「第35条」に改める。

第25条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該軽費老人ホームは、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第3条に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第25条に次の1項を加える。

4 軽費老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第25条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第25条の2 軽費老人ホームは、感染症又は災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う必要がある。

3 軽費老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
第29条に次の1項を加える。

2 軽費老人ホームは、前項に規定する事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

第3章中第34条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第34条の2 軽費老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第35条を第36条とし、第4章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第35条 軽費老人ホーム及びその職員は、作成、交付、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 軽費老人ホーム及びその職員は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

付則第2項中「第34条」を「第35条」に、「付則第26項」を「付則第27項」に改める。

付則第26項中「第34条」を「第35条」に、「付則第20項から付則第25項」を「付則第21項から付則第26項」に、「付則第26項」を「付則第27項」に改め、同項を付則第27項とする。

付則中第25項を第26項とし、第24項を第25項とする。

付則第23項中「付則第26項」を「付則第27項」に改め、同項を付則第24項とする。

付則中第22項を第23項とし、第19項から第21項までを1項ずつ繰り下げる。

付則第18項中「付則第11項第6号」を「付則第12項第6号」に改め、同項を付則第19項とする。

付則第17項中「付則第11項第5号」を「付則第12項第5号」に改め、同項を付則第18項とする。

付則第16項中「付則第11項第4号」を「付則第12項第4号」に改め、同項を付則第17項とする。

付則第15項中「付則第11項第3号」を「付則第12項第3号」に改め、同項を付則第16項とする。

付則第14項中「付則第11項第2号」を「付則第12項第2号」に改め、同項を付則第15項とする。

付則第13項中「付則第11項第1号」を「付則第12項第1号」に改め、同項を付則第14項とする。

付則中第12項を第13項とし、第6項から第11項までを1項ずつ繰り下げ、第5項の次に次の1項を加える。

6 軽費老人ホームA型は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(老人福祉法に基づき養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 老人福祉法に基づき養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年茨城県条例第64号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

4 養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第8条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第22条第2項中「第30条」を「第31条」に改める。

第24条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第24条に次の1項を加える。

4 養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第24条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第24条の2 養護老人ホームは、感染症又は災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に行うため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うなければならない。

3 養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第31条を第33条とし、第30条の次に次の2条を加える。

（虐待の防止）

第31条 養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

（電磁的記録）

第32条 養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（老人福祉法に基づき特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 老人福祉法に基づき特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年茨城県条例第65号）の一部を次のように改正する。

目次中「第32条」を「第32条の2」に改め、「第54条」の次に「・第55条」を加える。

第3条に次の1項を加える。

5 特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対

し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第7条ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第8条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第24条第2項中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第25条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該特別養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第25条に次の1項を加える。

- 4 特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第25条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第25条の2 特別養護老人ホームは、感染症又は災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 特別養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行ななければならない。

- 3 特別養護老人ホームは、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第2章中第32条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第32条の2 特別養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第34条に次の1項を加える。

- 3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第35条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第41条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型特別養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令第3条に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第41条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第43条中「第24条まで」の次に「第25条の2」を加え、「第32条まで」を「第32条の2まで」に改める。

第46条第1項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士を置かないことができる。

第48条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 地域密着型特別養護老人ホームは、運営推進会議（テレビ電話装置等を用いて行われるものに限る。）に入所者又はその家族が参加する場合は、テレビ電話装置等の使用について当該入所者又はその家族の同意を得なければならない。

第49条中「及び第32条」を「、第32条及び第32条の2」に、「から第32条」を「から第32条の2」に改める。

第53条中「第24条まで」の次に「、第25条の2」を、「、第32条」の次に「、第32条の2」を加え、「から第32条」を「から第32条の2」に改める。

第54条を第55条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第54条 特別養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 特別養護老人ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（介護保険法に基づき指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第5条 介護保険法に基づき指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年茨城県条例第67号）の一部を次のように改正する。

目次中「第56条」の次に「・第57条」を加える。

第3条に次の2項を加える。

4 指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第5条第1項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第3項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第17条第6項中「入所者」を「サービス担当者会議（入所者）」に、「から、」を「を招集して行う会議をいう。次項において同じ。）の開催、当該担当者等に対する照会等により、」に改め、「ついて」の次に「、当該担当者から」を加え、同条第12項中「第8項」を「第9項」に、「第9項」を「第10項」に改め、同項を同条第13項とし、同条中第11項を第12項とし、第7項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第6項の次に次の1項を加える。

7 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（テレビ電話装置等を用いて行われるものに限る。）に入所者又はその家族が参加する場合は、テレビ電話装置等の使用について当該入所者又はその家族の同意を得なければならない。

第22条の次に次の2条を加える。

（栄養管理）

第22条の2 指定介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第22条の3 指定介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第29条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第30条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第30条に次の1項を加える。

4 指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第30条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第30条の2 指定介護老人福祉施設は、感染症又は災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第35条に次の1項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第41条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第41条の2 指定介護老人福祉施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第45条に次の2項を加える。

3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第52条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第53条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支

援専門員、介護保険法施行令第3条に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第53条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護老人福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第55条中「第28条まで」の次に「第30条の2」を加える。

第56条を第57条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第56条 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第10条(第55条において準用する場合を含む。))及び第13条第1項(第55条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(介護保険法に基づき介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第6条 介護保険法に基づき介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年茨城県条例第68号)の一部を次のように改正する。

目次中「第56条」の次に「第57条」を加える。

第3条に次の2項を加える。

- 4 介護老人保健施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 5 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第4条第1項第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第3項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第4条第5項及び第6項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第17条第6項中「入所者」を「サービス担当者会議(入所者)に、「から、」を「を招集して行う会議をいう。次項において同じ。)の開催、当該担当者等に対する照会等により、」に改め、「ついて」の次に「、当該担当者から」を加え、同条第12項中「第8項」を「第9項」に、「第9項」を「第10項」に改め、同項を同条第13項とし、同条中第11項を第12項とし、第7項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第6項の次に次の1項を加える。

- 7 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(テレビ電話装置等を用いて行われるものに限る。)に入所者又はその家族が参加する場合は、テレビ電話装置等の使用について当該入所者又はその家族の同意を得なければならない。

第20条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第20条の2 介護老人保健施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第20条の3 介護老人保健施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第29条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第30条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該介護老人保健施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第30条に次の1項を加える。

4 介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第30条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第30条の2 介護老人保健施設は、感染症又は災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護老人保健施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行ななければならない。

3 介護老人保健施設は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
第35条に次の1項を加える。

2 介護老人保健施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第40条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第40条の2 介護老人保健施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。
第44条に次の2項を加える。

3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第52条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第53条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型介護老人保健施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令第3条に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に

係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第53条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第55条中「第20条」を「第20条の3」に改め、「第28条まで」の次に「第30条の2」を加える。

第56条を第57条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第56条 介護老人保健施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第10条(第55条において準用する場合を含む。))及び第13条第1項(第55条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 介護老人保健施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(介護保険法に基づき指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第7条 介護保険法に基づき指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年茨城県条例第69号)の一部を次のように改正する。

目次中「第265条」の次に「第266条」を加える。

第3条に次の2項を加える。

- 3 指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第53条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第53条の2第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、全ての介護予防訪問入浴介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「政令」という。)第3条に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第53条の2に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第53条の2の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第53条の2の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、感染症又は災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第53条の3に次の1項を加える。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

第53条の4に次の1項を加える。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第53条の8の次に次の1条を加える。

(利用者以外の者へのサービスの提供)

第53条の8の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問入浴介護の提供を行うよう努めなければならない。

第53条の9の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第53条の9の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第61条中「第53条の4」を「第53条の4第1項」に改める。

第71条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第71条の次に次の1条を加える。

(勤務体制の確保等)

第71条の2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対し、適切な指定介護予防訪問看護を提供できるよう、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問看護事業所の看護師等によって指定介護予防訪問看護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

4 指定介護予防訪問看護事業者は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第73条中「第53条の2」を「第53条の2の2」に、「第53条の4」を「第53条の4第1項」に改める。

第81条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第83条中「第53条の2」を「第53条の2の2」に、「及び第67条」を「第67条及び第71条の2」に、「第53条の4」を「第53条の4第1項」に改め、「備品等」との次に「第71条の2中「看護師等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」とを加える。

第85条第14号中「第12号」を「第13号」に改め、同号を同条第15号とし、同条中第13号を第14号とし、第7号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、同条第6号中「第2号」を「第3号」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、同条第2号中「前号」を「第1号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（テレビ電話装置等を用いて行われるものに限る。）に利用者又はその家族が参加する場合は、テレビ電話装置等の使用について当該利用者又はその家族の同意を得なければならない。

第90条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第92条中「第53条の2」を「第53条の2の2」に、「及び第67条」を「第67条及び第71条の2」に、「第53条の4」を「第53条の4第1項」に改め、「備品等」との次に「第71条の2中「看護師等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」とを加える。

第94条第2項中「歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、同項第2号中「行う」を「行うものとする」に改め、同項第4号中「提供」を「それぞれの利用者に対し提供」に、「診療記録」を「診療記録」に改め、同号を同項第7号とし、同項第3号の次に次の3号を加える。

(4) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。

(5) 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。

(6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

第94条に次の1項を加える。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるとおりとする。

(1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、適切に行うものとする。

(2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、適切に指導又は説明を行うものとする。

(3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供するものとする。

(4) それぞれの利用者に対し提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。

第119条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第119条の2第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、全ての介護予防通所リハビリテーション従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、政令第3条に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第119条の2に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、適切な指定介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所リハビリテーション従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第120条第2項中「必要な措置を講ずるように努め」を「規則で定める措置を講じ」に改める。

第122条中「第50条の3」の次に「、第53条の2の2」を加え、「第53条の4中」を「第53条の4第1項中」に改める。

第128条第3項中「並びに同項第3号の介護職員及び看護職員のうちそれぞれ1人は、常勤で」を「のうち少なくとも1人以上及び同項第3号の介護職員又は看護職員のうち少なくとも1人以上は、常勤とし」に、「ついては、この限りでない」を「あつては、生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤としないことができる」に改め、同条第5項中「第5項」を「第6項」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第1項第3号の規定にかかわらず、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定介護予防訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）を含む。）との密接な連携により看護職員を確保しなければならない。

第131条第4項中「当該併設事業所及び当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「」及び「」という。）」を削る。

第137条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第138条の2第2項中「必要な措置を講ずるように努め」を「規則で定める措置を講じ」に改める。

第141条中「第52条」の次に「、第53条の2の2」を、「第53条の4から」の次に「第53条の8まで、第53条の9から」を加え、「第53条の4中「第53条」とあるのは「第137条」と、」を「第53条の2の2第2項及び第53条の4第1項中」に、「第119条の2第3項」を「同項中「第53条」とあるのは「第137条」と、第119条の2第3項及び第4項」に改める。

第155条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第156条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、全ての介護予防短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、政令第3条に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第156条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第163条の3中「第52条」の次に「, 第53条の2の2」を、「第53条の4から」の次に「第53条の8まで, 第53条の9から」を加え、「第53条の4中」を「第53条の2の2第2項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。））」と、第53条の4第1項中に改め、「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「」及び「」という。）」を削り、「第119条の2第3項」の次に「及び第4項」を加える。

第170条中「第52条」の次に「, 第53条の2の2」を、「第53条の4から」の次に「第53条の8まで, 第53条の9から」を加え、「第53条の4中「第53条」とあるのは「第170条において準用する第137条」と、」を「第53条の2の2第2項及び第53条の4第1項中」に、「第119条の2第3項」を「同項中「第53条」とあるのは「第170条において準用する第137条」と、第119条の2第3項及び第4項」に改める。

第177条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第180条中「第52条」の次に「, 第53条の2の2」を、「第53条の7」の次に「, 第53条の8, 第53条の9」を加え、「第53条の4中「第53条」とあるのは「第177条」と、」を「第53条の2の2第2項及び第53条の4第1項中」に、「第119条の2第3項」を「同項中「第53条」とあるのは「第177条」と、第119条の2第3項及び第4項」に改める。

第192条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第193条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、全ての介護予防短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、政令第3条に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第193条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第211条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第212条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、全ての介護予防特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、政令第3条に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第212条に次の1項を加える。

- 5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第216条中「第52条まで」の次に「, 第53条の2の2」を、「第53条の4から」の次に「第53条の8まで, 第53条の9から」を加え、「及び第53条の4」を「, 第53条の2の2第2項及び第53条の4第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

第230条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第233条中「第52条まで」の次に「、第53条の2の2」を、「第53条の4から」の次に「第53条の8まで、第53条の9から」を、「第51条」の次に「及び第53条の2の2第2項」を加え、「第53条の4中」を「第53条の4第1項中」に改める。

第241条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第244条に次の1項を加える。

6 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

第245条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第247条中「第52条」の次に「、第53条の2の2」を加え、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に改め、「第241条と、」の次に「同項及び第53条の2の2第2項中」を加え、「サービス利用」を「サービスの利用」と、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」に改める。

第252条中「第52条」の次に「、第53条の2の2」を加え、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に改め、「第241条と、」の次に「同項及び第53条の2の2第2項中」を、「利用」との次に「、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第261条中「第52条」の次に「、第53条の2の2」を加え、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に改め、「第241条と、」の次に「同項及び第53条の2の2第2項中」を加え、「サービス利用」を「サービスの利用」と、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」に改める。

第265条を第266条とし、第14章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第265条 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第49条の5（第61条、第73条、第83条、第92条、第122条、第141条（第158条において準用する場合を含む。）、第163条の3、第170条、第180条（第195条において準用する場合を含む。）、第216条、第233条、第247条、第252条及び第261条において準用する場合を含む。）及び第208条第1項（第233条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（旧介護保険法に基づき指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第8条 旧介護保険法に基づき指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年茨城県条例第70号）の一部を次のように改正する。

目次中「第54条」の次に「・第55条」を加える。

第3条に次の2項を加える。

4 指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第4条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 栄養士又は管理栄養士

第4条第3項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 栄養士又は管理栄養士

第4条第5項ただし書を次のように改める。

ただし、入院患者の処遇に支障がないときは、この限りでない。

第4条第8項中「第3項第6号」を「第3項第5号」に、「同項第7号」を「同項第6号」に改める。

第17条第6項中「入院患者」を「サービス担当者会議（入院患者）」に、「から、」を「を招集して行う会議をいう。次項において同じ。」の開催、当該担当者等に対する照会等により、「」に改め、「ついて」の次に「、当該担当者から」を加え、同条第12項中「第8項」を「第9項」に、「第9項」を「第10項」に改め、同項を同条第13項とし、同条中第11項を第12項とし、第7項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第6項の次に次の1項を加える。

7 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（テレビ電話装置等を用いて行われるものに限る。）に入院患者又はその家族が参加する場合は、テレビ電話装置等の使用について当該入院患者又はその家族の同意を得なければならない。

第19条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第19条の2 指定介護療養型医療施設は、入院患者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入院患者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(^{くう}口腔衛生の管理)

第19条の3 指定介護療養型医療施設は、入院患者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入院患者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第27条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第28条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護療養型医療施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第28条に次の1項を加える。

4 指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第28条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第28条の2 指定介護療養型医療施設は、感染症又は災害の発生時において、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第33条に次の1項を加える。

2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護療養型医療施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第38条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第38条の2 指定介護療養型医療施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第42条に次の2項を加える。

3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第50条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

（8）虐待の防止のための措置に関する事項

第51条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定介護療養型医療施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令第3条に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第51条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第53条中「第19条」を「第19条の3」に改め、「第26条まで」の次に「第28条の2」を加える。

第54条を第55条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第54条 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第10条（第53条において準用する場合を含む。）及び第13条第1項（第53条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

付則第2項中「第4条第3項第6号」を「第4条第3項第5号」に、「第3項第6号の」を「第3項第5号の」に、「同項第7号」を「同項第6号」に、「第3項第7号」を「第3項第6号」に改める。

（介護保険法に基づき介護医療院の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第9条 介護保険法に基づき介護医療院の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年茨城県条例第13号）の一部を次のように改正する。

目次中「第56条」の次に「・第57条」を加える。

第3条に次の2項を加える。

4 介護医療院は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第4条第1項第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第4条第3項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第17条第6項中「入所者」を「サービス担当者会議（入所者）」に、「から、」を「を招集して行う会議をいう。次項において同じ。）の開催、当該担当者等に対する照会等により、」に改め、「ついて」の次に「、当該担当者から」を加え、同条第12項中「第8項」を「第9項」に、「第9項」を「第10項」に改め、同項を同条第13項とし、同条中第11項を第12項とし、第7項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第6項の次に次の1項を加える。

7 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（テレビ電話装置等を用いて行われるものに限る。）に入所者又はその家族が参加する場合は、テレビ電話装置等の使用について当該入所者又はその家族の同意を得なければならない。

第20条の次に次の2条を加える。

（栄養管理）

第20条の2 介護医療院は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（^く口腔衛生の管理）

第20条の3 介護医療院は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第29条中「第35条」を「第35条第1項」に改め、同条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

（7）虐待の防止のための措置に関する事項

第30条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該介護医療院は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第30条に次の1項を加える。

4 介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な

関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第30条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第30条の2 介護医療院は、感染症又は災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護医療院は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行なわなければならない。

3 介護医療院は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第35条に次の1項を加える。

2 介護医療院は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第40条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第40条の2 介護医療院は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第44条に次の2項を加える。

3 ユニット型介護医療院は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第52条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第53条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型介護医療院は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令第3条に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第53条に次の1項を加える。

5 ユニット型介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第55条中「第20条」を「第20条の3」に改め、「第28条まで」の次に「第30条の2」を加える。

第56条を第57条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第56条 介護医療院及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第10条（第55条において準用する場合を含む。）及び第13条第1項（第55条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知

覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 介護医療院及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定居宅サービス等基準条例」という。)第3条第3項及び第38条の2(新指定居宅サービス等基準条例第40条の3、第45条、第57条、第61条、第77条、第87条、第96条、第111条、第113条、第133条、第144条、第166条(新指定居宅サービス等基準条例第179条において準用する場合を含む。)、第179条の3、第186条、第202条(新指定居宅サービス等基準条例第214条において準用する場合を含む。)、第235条、第246条、第261条、第263条及び第274条において準用する場合を含む。)、第2条の規定による改正後の社会福祉法に基づき軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。)第3条第4項及び第34条の2(新軽費老人ホーム基準条例付則第27項において準用する場合を含む。)、第3条の規定による改正後の老人福祉法に基づき養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新養護老人ホーム基準条例」という。)第3条第4項及び第31条、第4条の規定による改正後の老人福祉法に基づき特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。)第3条第5項(新特別養護老人ホーム基準条例第49条において準用する場合を含む。)、第32条の2(新特別養護老人ホーム基準条例第43条、第49条及び第53条において準用する場合を含む。)及び第34条第3項(新特別養護老人ホーム基準条例第53条において準用する場合を含む。)、第5条の規定による改正後の介護保険法に基づき指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。)第3条第4項、第41条の2(新指定介護老人福祉施設基準条例第55条において準用する場合を含む。)及び第45条第3項、第6条の規定による改正後の介護保険法に基づき介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新介護老人保健施設基準条例」という。)第3条第4項、第40条の2(新介護老人保健施設基準条例第55条において準用する場合を含む。)及び第44条第3項、第7条の規定による改正後の介護保険法に基づき指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定介護予防サービス等基準条例」という。)第3条第3項及び第53条の9の2(新指定介護予防サービス等基準条例第61条、第73条、第83条、第92条、第122条、第141条(新指定介護予防サービス等基準条例第158条において準用する場合を含む。)、第163条の3、第170条、第180条(新指定介護予防サービス等基準条例第195条において準用する場合を含む。)、第216条、第233条、第247条、第252条及び第261条において準用する場合を含む。)、第8条の規定による改正後の旧介護保険法に基づき指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定介護療養型医療施設基準条例」という。)第3条第4項、第38条の2(新指定介護療養型医療施設基準条例第53条において準用する場合を含む。)及び第42条第3項並びに第9条の規定による改正後の介護保険法に基づき介護医療院の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新介護医療院基準条例」という。)第3条第4項、第40条の2(新介護医療院基準条例第55条において準用する場合を含む。)及び第44条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新指定居宅サービス等基準条例第29条(新指定居宅サービス等基準条例第40条の3及び第45条において準用する場

合を含む。)、第55条(新指定居宅サービス等基準条例第61条において準用する場合を含む。)、第75条、第85条、第94条、第105条(新指定居宅サービス等基準条例第113条及び第133条において準用する場合を含む。)、第141条、第162条(新指定居宅サービス等基準条例第179条の3及び第186条において準用する場合を含む。)、第176条、第199条、第211条、第230条、第243条及び第255条(新指定居宅サービス等基準条例第263条及び第274条において準用する場合を含む。)、新軽費老人ホーム基準条例第8条(新軽費老人ホーム基準条例付則第27項において準用する場合を含む。)、新養護老人ホーム基準条例第8条、新特別養護老人ホーム基準条例第8条(新特別養護老人ホーム基準条例第49条において準用する場合を含む。)及び第35条(新特別養護老人ホーム基準条例第53条において準用する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施設基準条例第29条及び第52条、新介護老人保健施設基準条例第29条及び第52条、新指定介護予防サービス等基準条例第53条(新指定介護予防サービス等基準条例第61条において準用する場合を含む。)、第71条、第81条、第90条、第119条、第137条(新指定介護予防サービス等基準条例第163条の3及び第170条において準用する場合を含む。)、第155条、第177条、第192条、第211条、第230条及び第241条(新指定介護予防サービス等基準条例第252条及び第261条において準用する場合を含む。)並びに新指定介護療養型医療施設基準条例第27条及び第50条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「事項に」とあるのは「事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とし、新介護医療院基準条例第29条及び第52条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

3 施行日から令和6年3月31日までの間、新指定居宅サービス等基準条例第31条の2(新指定居宅サービス等基準条例第40条の3、第45条、第57条、第61条、第77条、第87条、第96条、第111条、第113条、第133条、第144条、第166条(新指定居宅サービス等基準条例第179条において準用する場合を含む。)、第179条の3、第186条、第202条(新指定居宅サービス等基準条例第214条において準用する場合を含む。)、第235条、第246条、第261条、第263条及び第274条において準用する場合を含む。)、新軽費老人ホーム基準条例第25条の2(新軽費老人ホーム基準条例付則第27項において準用する場合を含む。)、新養護老人ホーム基準条例第24条の2、新特別養護老人ホーム基準条例第25条の2(新特別養護老人ホーム基準条例第43条、第49条及び第53条において準用する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施設基準条例第30条の2(新指定介護老人福祉施設基準条例第55条において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設基準条例第30条の2(新介護老人保健施設基準条例第55条において準用する場合を含む。)、新指定介護予防サービス等基準条例第53条の2の2(新指定介護予防サービス等基準条例第61条、第73条、第83条、第92条、第122条、第141条(新指定介護予防サービス等基準条例第158条において準用する場合を含む。)、第163条の3、第170条、第180条(新指定介護予防サービス等基準条例第195条において準用する場合を含む。)、第216条、第233条、第247条、第252条及び第261条において準用する場合を含む。)、新指定介護療養型医療施設基準条例第28条の2(新指定介護療養型医療施設基準条例第53条において準用する場合を含む。))及び新介護医療院基準条例第30条の2(新介護医療院基準条例第55条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

4 施行日から令和6年3月31日までの間、新指定居宅サービス等基準条例第32条第3項(新指定居宅サービス等基準条例第40条の3、第45条、第57条、第61条、第77条、第87条、第96条及び第274条において準用する場合を含む。)、第109条第2項(新指定居宅サービス等基準条例第113条、第133条、第166条(新指定居宅サービス等基準条例第179条において準用する場合を含む。))、第179条の3、第186条、第235条及び第246条において準用する場合を含む。)、第142条第2項(新指定居宅サービス等基準条例第202条(新指定居宅サービス等基準条例第214条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))及び第258条第6項(新指定居宅サービス等基準条例第263条において準用する場合を含む。))並

びに新指定介護予防サービス等基準条例第53条の3第3項（新指定介護予防サービス等基準条例第61条、第73条、第83条、第92条及び第261条において準用する場合を含む。）、第120条第2項（新指定介護予防サービス等基準条例第180条（新指定介護予防サービス等基準条例第195条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第138条の2第2項（新指定介護予防サービス等基準条例第158条、第163条の3、第170条、第216条及び第233条において準用する場合を含む。）及び第244条第6項（新指定介護予防サービス等基準条例第252条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

5 施行日から令和6年3月31日までの間、新指定居宅サービス等基準条例第55条の2第3項（新指定居宅サービス等基準条例第61条において準用する場合を含む。）、第106条第3項（新指定居宅サービス等基準条例第113条、第133条、第144条、第166条、第179条の3、第186条及び第202条において準用する場合を含む。）、第177条第4項、第212条第4項及び第231条第4項（新指定居宅サービス等基準条例第246条において準用する場合を含む。）、新軽費老人ホーム基準条例第25条第3項（新軽費老人ホーム基準条例付則第27項において準用する場合を含む。）、新養護老人ホーム基準条例第24条第3項、新特別養護老人ホーム基準条例第25条第3項（新特別養護老人ホーム基準条例第49条において準用する場合を含む。）及び第41条第4項（新特別養護老人ホーム基準条例第53条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第30条第3項及び第53条第4項、新介護老人保健施設基準条例第30条第3項及び第53条第4項、新指定介護予防サービス等基準条例第53条の2第3項（新指定介護予防サービス等基準条例第61条において準用する場合を含む。）、第119条の2第3項（新指定介護予防サービス等基準条例第141条、第163条の3、第170条及び第180条において準用する場合を含む。）、第156条第4項、第193条第4項及び第212条第4項（新指定介護予防サービス等基準条例第233条において準用する場合を含む。）、新指定介護療養型医療施設基準条例第28条第3項及び第51条第4項並びに新介護医療院基準条例第30条第3項及び第53条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

6 施行日から令和6年3月31日までの間、新指定介護老人福祉施設基準条例第22条の2（新指定介護老人福祉施設基準条例第55条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例第20条の2（新指定介護老人福祉施設基準条例第55条において準用する場合を含む。）、新指定介護療養型医療施設基準条例第19条の2（新指定介護療養型医療施設基準条例第53条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第20条の2（新介護医療院基準条例第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

7 施行日から令和6年3月31日までの間、新指定介護老人福祉施設基準条例第22条の3（新指定介護老人福祉施設基準条例第55条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例第20条の3（新介護老人保健施設基準条例第55条において準用する場合を含む。）、新指定介護療養型医療施設基準条例第19条の3（新指定介護療養型医療施設基準条例第53条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第20条の3（新介護医療院基準条例第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

令和3年2月26日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第47号議案

児童福祉法に基づき指定障害児通所支援の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(児童福祉法に基づき指定障害児通所支援の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 児童福祉法に基づき指定障害児通所支援の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年茨城県条例第71号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準」を「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準」に改める。

第3条第4項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努め」を「講じ」に改める。

第6条第1項第1号を次のように改める。

(1) 児童指導員（児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年茨城県条例第61号）第28条第5項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）又は保育士

第6条第3項を次のように改める。

3 第1項各号に掲げる従業者のほか，指定児童発達支援事業所において，日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を，日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理，喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下この条，次条及び第71条において同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師，助産師，看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を，それぞれ置かなければならない。ただし，次のいずれかに該当する場合には，看護職員を置かないことができる。

(1) 医療機関等との連携により，看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ，当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

(2) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において，医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。次条及び第71条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し，当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。次条及び第71条において同じ。）を行う場合

(3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において，医療的ケアのうち特定行為（同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。次条及び第71条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し，当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。次条及び第71条において同じ。）を行う場合

第6条中第9項を第10項とし，同条第8項中「第1項第1号」を「第4項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号」に、「，保育士及び障害福祉サービス経験者」を「又は保育士の合計数」に改め，同項を同条第9項とし，同条第7項中「，保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め，同項を同条第8項とし，同条第6項中「第3項」を「第4項」に改め，同項を同条第7項とし，同条中第5項を第6項とし，同条第4項中「第1項」の次に「，第3項」を加え，同項第2号中「（保健師，助産師，

看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)」を削り、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員又は看護職員（以下この条、次条及び第71条において「機能訓練担当職員等」という。）を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

第7条第3項を次のように改める。

3 第1項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

(1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

(2) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合

(3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

第7条第8項中「前項」を「第8項」に改め、同項を同条第10項とし、同条中第7項を第8項とし、同項の次に次の1項を加える。

9 第4項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第2号に掲げる児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第7条第6項中「第3項」の次に「及び第4項」を加え、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、同条第4項中「前項」を「前2項」に改め、「次に掲げる従業者」の次に「(第3項ただし書各号のいずれかに該当する場合にあっては、第3号に掲げる看護職員を除く。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(3) 看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。）

第7条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

第37条中「第43条」を「第43条第1項」に改める。

第38条に次の1項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第38条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第38条の2 指定児童発達支援事業者は、感染症又は災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支

援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第41条第2項中「指定児童発達支援事業所」を「当該指定児童発達支援事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努め」を「次に掲げる措置を講じ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第43条に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第44条に次の1項を加える。

3 指定児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第45条に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第50条の2第2項中「学校教育法」の次に「(昭和22年法律第26号)」を加える。

第54条第1項中「基準該当児童発達支援の事業を行う基準該当児童発達支援事業者が当該事業を行う」を削り、同項第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第3項を削る。

第69条中「第43条中」を「第43条第1項中」に改める。

第71条第1項第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 第1項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において、日常生活を営むのに必要

な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

- (1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
- (2) 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合
- (3) 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

第71条中第9項を第10項とし、同条第8項中「第1項第1号」を「第4項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号」に、「保育士及び障害福祉サービス経験者」を「又は保育士の合計数」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、同条第4項中「及び第3項」を「第3項及び前項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

第77条第1項中「基準該当放課後等デイサービスの事業を行う基準該当放課後等デイサービス事業者が当該事業を行う」を削り、同項第1号中「保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第3項を削る。

第79条の3第3項中「の学部で」を「(短期大学を除く。)若しくは大学院において」に改め、「学科」の次に「研究科」を加える。

第79条の9中「第38条」の次に「第38条の2」を加える。

第87条中「第38条」の次に「第38条の2」を加え、「第43条中」を「第43条第1項中」に改める。

第88条第1項中「及び第6項、第7条」を「第4項及び第7項、第7条(第4項及び第9項を除く。)」に、「第71条第1項、第3項及び第6項」を「第71条第1項、第3項、第4項及び第7項」に改め、「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」とを削り、「同条第6項」を「同条第4項及び第7項」に、「第4項及び第6項」を「第5項及び第7項」に、「同条第8項」を「同条第10項」に改め、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」とを削り、同条第3項中「第6条第7項」を「第6条第8項」に、「第71条第7項」を「第71条第8項」に改める。

(児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年茨城県条例第61号)の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第13条の2 障害児入所施設等は、感染症又は災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児

児童発達支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 障害児入所施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 障害児入所施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第14条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 障害児入所施設等は、当該障害児入所施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該障害児入所施設等において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第28条第4項中「同じ。）」の次に「若しくは大学院」を、「学科」の次に「，研究科」を加える。

第37条第3項及び第58条第4項中「大学」の次に「若しくは大学院」を、「学科」の次に「，研究科」を加える。

第68条第3項中「準看護師」を「准看護師」に改め、同条第10項中「大学」の次に「若しくは大学院」を、「学科」の次に「，研究科」を加える。

第82条第1項中「，機能訓練担当職員を」を「機能訓練担当職員を，日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下この項において同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を，それぞれ」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

(1) 児童40人以下を通わせる施設 栄養士

(2) 調理業務の全部を委託する施設 調理員

(3) 医療機関等との連携により、看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 看護職員

(4) 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合 看護職員

(5) 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合 看護職員

第82条第5項中「第1項に規定する職員及び看護職員」を「嘱託医，児童指導員，保育士，栄養士，調理員，児童発達支援管理責任者及び看護職員のほか，日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には，機能訓練担当職員」に改める。

第92条第3項及び第100条第4項中「学校教育法の規定による大学」の次に「若しくは大学院」を、「学科」の次に「，研究科」を加える。

（児童福祉法に基づき指定障害児入所施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第3条 児童福祉法に基づき指定障害児入所施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年茨城県条例第72号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条の9第2項」を「第24条の9第3項」に、「第21条の5の15第2項第1号」を「第21条の5の15第3項第1号」に改める。

第3条第4項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努め」を「講じ」に改める。

第4条中「第24条の9第2項」を「第24条の9第3項」に、「第21条の5の15第2項第1号」を「法第21条の5の15第3項第1号」に改める。

第5条第1項第2号中「准看護師」を「看護師」に改め、同条第4項中「前項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項に規定する心理指導担当職員は，学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において，心理学を専修する学科，研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて，個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

第35条中「第41条」を「第41条第1項」に改める。

第36条に次の1項を加える。

4 指定福祉型障害児入所施設は，適切な指定入所支援の提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第36条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第36条の2 指定福祉型障害児入所施設は，感染症又は災害の発生時において，利用者に対する指定入所支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し，当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は，従業員に対し，業務継続計画について周知するとともに，必要な研修及び訓練を定期的に行ななければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は，定期的な業務継続計画の見直しを行い，必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第39条第2項中「必要な措置を講ずるよう努め」を「，次に掲げる措置を講じ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に行なうとともに，その結果について，従業員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第41条に次の1項を加える。

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉型障害児入所施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第42条に次の1項を加える。

3 指定福祉型障害児入所施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第43条に次の1項を加える。

2 指定福祉型障害児入所施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定福祉型障害児入所施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第57条中「第41条中」を「第41条第1項中」に改める。

(児童福祉法に基づき指定障害児通所支援の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 児童福祉法に基づき指定障害児通所支援の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（平成30年茨城県条例第17号）の一部を次のように改正する。

付則第4項中「平成33年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和4年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の児童福祉法に基づき指定障害児通所支援の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定障害児通所支援基準条例」という。）第3条第4項及び第45条第2項（新指定障害児通所支援基準条例第53条の5、第57条、第69条、第76条、第76条の2、第79条、第79条の9及び第87条において準用する場合を含む。）並びに第3条の規定による改正後の児童福祉法に基づき指定障害児入所施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定障害児入所施設基準条例」という。）第3条第4項及び第43条第2項（新指定障害児入所施設基準条例第57条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

3 施行日から令和6年3月31日までの間、新指定障害児通所支援基準条例第38条の2（新指定障害児通所支援基準条

例第53条の5、第57条、第69条、第76条、第76条の2、第79条、第79条の9及び第87条において準用する場合を含む。)、第2条の規定による改正後の児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(次項において「新設備運営基準条例」という。)第13条の2及び新指定障害児入所施設基準条例第36条の2(新指定障害児入所施設基準条例第57条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新指定障害児通所支援基準条例第41条第2項(新指定障害児通所支援基準条例第53条の5、第57条、第69条、第76条、第76条の2、第79条、第79条の9及び第87条において準用する場合を含む。)、新設備運営基準条例第14条第3項及び新指定障害児入所施設基準条例第39条第2項(新指定障害児入所施設基準条例第57条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。
- 5 施行日から令和4年3月31日までの間、新指定障害児通所支援基準条例第44条第3項(新指定障害児通所支援基準条例第53条の5、第57条、第69条、第76条、第76条の2、第79条、第79条の9及び第87条において準用する場合を含む。))及び新指定障害児入所施設基準条例第42条第3項(新指定障害児入所施設基準条例第57条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。
- 6 この条例の施行の際現に指定を受けている第1条の規定による改正前の児童福祉法に基づき指定障害児通所支援の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「旧指定障害児通所支援基準条例」という。)第8条に規定する指定児童発達支援事業者(次項及び付則第8項において「旧指定児童発達支援事業者」という。)については、新指定障害児通所支援基準条例第6条第1項及び第8項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 7 旧指定児童発達支援事業者に対する新指定障害児通所支援基準条例第6条第4項及び第9項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同条第4項中「又は保育士」とあるのは「、保育士又は学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。))若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの(以下「障害福祉サービス経験者」という。))と、同条第9項中「又は保育士の合計数」とあるのは「、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数(看護職員を除く。))とする。
- 8 旧指定児童発達支援事業者については、新指定障害児通所支援基準条例第7条第9項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 9 この条例の施行の際現に旧指定障害児通所支援基準条例第54条第1項に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者(次項において「旧基準該当児童発達支援事業者」という。)については、新指定障害児通所支援基準条例第54条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 10 旧基準該当児童発達支援事業者については、旧指定障害児通所支援基準条例第54条第3項の規定は、令和5年3月31日までの間、なおその効力を有する。
- 11 この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定障害児通所支援基準条例第75条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者(次項及び付則第13項において「旧指定放課後等デイサービス事業者」という。)については、新指定障害児通所支援基準条例第71条第1項及び第8項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 12 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新指定障害児通所支援基準条例第71条第4項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同項中「又は保育士」とあるのは「、保育士又は障害福祉サービス経験者」とする。

- 13 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新指定障害児通所支援基準条例第71条第9項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同項中「又は保育士の合計数」とあるのは「、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数（看護職員を除く。）」とする。
- 14 この条例の施行の際現に旧指定障害児通所支援基準条例第77条第1項に規定する基準該当放課後等デイサービス支援に関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者（次項において「旧基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）については、新指定障害児通所支援基準条例第77条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 15 旧基準該当放課後等デイサービス事業者については、旧指定障害児通所支援基準条例第77条第3項の規定は、令和5年3月31日までの間、なおその効力を有する。

令和3年2月26日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第48号議案

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき 指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める 条例等の一部を改正する条例

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年茨城県条例第73号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努め」を「講じ」に改める。

第22条第3項中「支給決定障害者」を「支給決定障害者等」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 指定居宅介護事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。

第34条に次の1項を加える。

4 指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第34条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第34条の2 指定居宅介護事業者は、感染症又は災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
第35条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第36条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第36条の次に次の1条を加える。

(身体拘束等の禁止)

第36条の2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第41条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第41条の2 指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第44条中「第36条」を「第36条第1項」に改める。

第49条第1項中「第33条」の次に「第36条の2」を加え、「第36条」を「第36条第1項」に改め、同条第2項中「第33条」の次に「第36条の2」を加え、「第36条」を「第36条第1項」に、「第48条第2項」を「同条第2項」に改める。

第70条に次の1項を加える。

4 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第73条第2項中「指定療養介護事業所」を「当該指定療養介護事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努め」を「次に掲げる措置を講じ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定療養介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第74条に次の1項を加える。

2 指定療養介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第75条を次のように改める。

第75条 削除

第77条第2項第4号中「第75条第2項」を「次条において準用する第36条の2第2項」に改める。

第78条中「第37条、第38条第1項」を「第34条の2、第36条の2から第38条（第2項を除く。）まで」に、「第41条」を「第41条の2」に改める。

第87条の2の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、第194条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第194条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第92条第2項中「指定生活介護事業所」を「当該指定生活介護事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努め」を「次に掲げる措置を講じ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第94条に次の1項を加える。

2 指定生活介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第95条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「及び第75条から第77条まで」を「第76条及び第77条」に、「中「第75条第2項」とあるのは「第95条において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「から第6号までの規定」に改める。

第95条の5中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に改める。

第110条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に改め、「第75条」を削り、「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第110条の4中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に改め、「第75条」を削る。

第123条中「第34条」の次に「（第1項及び第2項を除く。）」を加え、「第36条」を「第36条第1項」に改める。

第149条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に、「中「第75条第2項」とあるのは「第149条において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「から第6号までの規定」に、「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第149条の4中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に改める。

第158条第2項第4号中「第75条第2項」を「第36条の2第2項」に改める。

第159条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に改め、「第75条」を削り、「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第159条の4中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に改め、「第75条」を削る。

第163条中第5項を削り、第6項を第5項とする。

第170条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定就労移行支援事業者は、利用者が、第194条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第194条の3第1項に規定する指定就

労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第172条中「第37条」を「第34条の2，第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条，第77条」に、「中「第75条第2項」とあるのは「第172条において準用する第75条第2項」と，同項第5号及び第6号」を「から第6号までの規定」に、「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第183条に次の1項を加える。

2 指定就労継続支援A型事業者は，利用者が，第194条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には，前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう，第194条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第184条の2の次に次の1条を加える。

（厚生労働大臣が定める事項の評価等）

第184条の3 指定就労継続支援A型事業者は，指定就労継続支援A型事業所ごとに，おおむね1年に1回以上，利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について，厚生労働大臣が定めるところにより，自ら評価を行い，その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第185条中「第37条」を「第34条の2，第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条，第77条」に、「第147条及び第171条」を「及び第147条」に、「中「第75条第2項」とあるのは「第185条において準用する第75条第2項」と，同項第5号及び第6号」を「から第6号までの規定」に、「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第190条中「第37条」を「第34条の2，第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条，第77条」に、「中「第75条第2項」とあるのは「第190条において準用する第75条第2項」と，同項第5号及び第6号」を「から第6号までの規定」に、「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第194条中「第37条」を「第34条の2，第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条，第77条」に、「中「第75条第2項」とあるのは「第194条において準用する第75条第2項」と，同項第5号及び第6号」を「から第6号までの規定」に、「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第194条の8の見出し中「支援」を「支援等」に改め，同条第2項中「対面」の次に「又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法」を加える。

第194条の12及び第194条の20中「第34条」の次に「から第36条まで，第37条」を加える。

第196条第3項中「指定共同生活援助の」を「指定共同生活援助事業所の」に改める。

第200条に次の1項を加える。

6 指定共同生活援助事業者は，適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第201条中「第37条」を「第34条の2，第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条，第77条」に、「中「第75条第2項」とあるのは「第201条において準用する第75条第2項」と，同項第5号及び第6号」を「から第6号までの規定」に、「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第201条の4第2項、第4項及び第5項中「日中サービス支援型指定共同生活援助の」を「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の」に改める。

第201条の11中「第37条」を「第34条の2，第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条，第77条」に、「中「第75条第2項」とあるのは「第201条の11において準用する第75条第2項」と，同項第5号及び第6号」を「から第6号までの規定」に、「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第 201 条の 14 第 3 項中「外部サービス利用型指定共同生活援助の」を「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の」に改める。

第 201 条の 21 に次の 1 項を加える。

5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 201 条の 22 中「第 37 条」を「第 34 条の 2，第 36 条の 2」に、「第 75 条から第 77 条まで」を「第 76 条，第 77 条」に、「中「第 75 条第 2 項」とあるのは「第 201 条の 22 において準用する第 75 条第 2 項」と，同項第 5 号及び第 6 号」を「から第 6 号までの規定」に、「第 94 条」を「第 94 条第 1 項」に改める。

第 202 条第 1 項中「及び第 5 項」を削り、同条第 2 項中「第 6 項並びに」を「第 5 項並びに」に改める。

付則第 12 項及び第 13 項中「平成 33 年 3 月 31 日」を「令和 6 年 3 月 31 日」に改める。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 2 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年茨城県条例第 74 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努め」を「講じ」に改める。

第 5 条第 3 項中「第 4 号ウ及びエ」を「第 4 号エ」に改める。

第 27 条第 8 項中「，就労移行支援又は就労継続支援 B 型」を「又は就労移行支援」に改める。

第 36 条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の 2 項を加える。

3 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例第 194 条の 2 に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、第 1 項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第 194 条の 3 第 1 項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行わなければならない。

4 指定障害者支援施設等は、就労継続支援 B 型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第 2 項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第 47 条に次の 1 項を加える。

4 指定障害者支援施設等は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 47 条の次に次の 1 条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第 47 条の 2 指定障害者支援施設等は、感染症又は災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行ななければならない。

3 指定障害者支援施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 50 条第 2 項中「、指定障害者支援施設等」を「、当該指定障害者支援施設等」に、「必要な措置を講ずるよう努め」を「、次に掲げる措置を講じ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定障害者支援施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定障害者支援施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定障害者支援施設等において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第 52 条に次の 1 項を加える。

2 指定障害者支援施設等は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定障害者支援施設等に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第 53 条に次の 1 項を加える。

3 指定障害者支援施設等は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第 59 条の次に次の 1 条を加える。

(虐待の防止)

第 59 条の 2 指定障害者支援施設等は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定障害者支援施設等における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定障害者支援施設等において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (3) 前 2 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 3 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年茨城県条例第 75 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 32 条」を「第 32 条の 2」に改める。

第 3 条第 3 項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努め」を「講じ」に改める。

第 25 条に次の 1 項を加える。

4 療養介護事業者は、適切な療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 25 条の次に次の 1 条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第 25 条の 2 療養介護事業者は、感染症又は災害の発生時において、利用者に対する療養介護の提供を継続的に実施する

ため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 療養介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 療養介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 27 条第 2 項中「療養介護事業所」を「当該療養介護事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努め」を「次に掲げる措置を講じ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該療養介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第 28 条に次の 1 項を加える。

3 療養介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第 2 章中第 32 条の次に次の 1 条を加える。

（虐待の防止）

第 32 条の 2 療養介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該療養介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該療養介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前 2 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第 43 条の 2 の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、指定就労定着支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年茨城県条例第 73 号）第 194 条の 2 に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第 194 条の 3 第 1 項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整に努めなければならない。

第 47 条第 2 項中「生活介護事業所」を「当該生活介護事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努め」を「次に掲げる措置を講じ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該生活介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第 49 条、第 54 条及び第 59 条中「第 32 条まで」を「第 32 条の 2 まで」に改める。

第 62 条中第 6 項を削り、第 7 項を第 6 項とする。

第 63 条第 3 項中「第 5 項まで及び第 7 項」を「第 6 項まで」に改める。

第 66 条に次の 1 項を加える。

- 2 就労移行支援事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第 68 条中「第 32 条まで」を「第 32 条の 2 まで」に改める。

第 70 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

第 70 条の 3 就労継続支援 A 型事業者は、就労継続支援 A 型事業所ごとに、おおむね 1 年に 1 回以上、利用者の労働時間その他の当該就労継続支援 A 型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第 81 条に次の 1 項を加える。

- 2 就労継続支援 A 型事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第 83 条及び第 86 条中「第 32 条まで」を「第 32 条の 2 まで」に改める。

第 88 条第 1 項中「及び第 6 項」を削り、同条第 2 項中「第 7 項並びに」を「第 6 項並びに」に改める。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 4 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年茨城県条例第 76 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努め」を「講じ」に改める。

第 7 条第 2 項第 2 号中「第 18 条第 3 項」を「第 19 条第 3 項」に改め、同項第 3 号中「第 19 条第 2 項」を「第 20 条第 2 項」に改める。

第 20 条を第 21 条とし、第 19 条を第 20 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(虐待の防止)

第 20 条の 2 地域活動支援センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該地域活動支援センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (3) 前 2 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第 18 条を第 19 条とし、第 17 条を第 18 条とし、第 16 条第 2 項中「、地域活動支援センター」を「、当該地域活動支援センター」に、「必要な措置を講ずるよう努め」を「、次に掲げる措置を講じ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに

感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第 16 条を第 17 条とし、第 15 条を第 16 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第 16 条の 2 地域活動支援センターは、感染症又は災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 地域活動支援センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 14 条の次に次の 1 条を加える。

(勤務体制の確保等)

第 15 条 地域活動支援センターは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 地域活動支援センターは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 地域活動支援センターは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 5 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年茨城県条例第 77 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努め」を「講じ」に改める。

第 8 条第 2 項第 2 号中「第 16 条第 3 項」を「第 17 条第 3 項」に改め、同項第 3 号中「第 17 条第 2 項」を「第 18 条第 2 項」に改める。

第 18 条を第 19 条とし、第 17 条を第 18 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(虐待の防止)

第 18 条の 2 福祉ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該福祉ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前 2 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第 16 条を第 17 条とし、第 15 条を第 16 条とし、第 14 条第 2 項中「福祉ホーム」を「当該福祉ホーム」に、「必要な措置を講ずるよう努め」を「次に掲げる措置を講じ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、同条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第14条の2 福祉ホームは、感染症又は災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 福祉ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第12条の次に次の1条を加える。

(勤務体制の確保等)

第13条 福祉ホームは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 福祉ホームは、当該福祉ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 福祉ホームは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 福祉ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年茨城県条例第78号）の一部を次のように改正する。

目次中「第45条」を「第45条の2」に改める。

第3条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努め」を「講じ」に改める。

第11条第3項中「第4号エ及びオ」を「第4号オ」に改める。

第28条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の2項を加える。

3 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年茨城県条例第73号）第194条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、第1項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第194条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行わなければならない。

4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第2項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第37条に次の1項を加える。

4 障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は

優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 37 条の次に次の 1 条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第 37 条の 2 障害者支援施設は、感染症又は災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 39 条第 2 項中「、障害者支援施設」を「、当該障害者支援施設」に、「必要な措置を講ずるよう努め」を「、次に掲げる措置を講じ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該障害者支援施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第 41 条に次の 1 項を加える。

3 障害者支援施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第 2 章中第 45 条の次に次の 1 条を加える。

(虐待の防止)

第 45 条の 2 障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該障害者支援施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前 2 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 7 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（平成 30 年茨城県条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

付則第 2 項中「平成 33 年 3 月 31 日」を「令和 4 年 3 月 31 日」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和4年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第3条第3項及び第41条の2（新指定障害福祉サービス等基準条例第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12、第194条の20、第201条、第201条の11並びに第201条の22において準用する場合を含む。）、第2条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定障害者支援施設等基準条例」という。）第3条第3項及び第59条の2、第3条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新障害福祉サービス基準条例」という。）第3条第3項及び第32条の2（新障害福祉サービス基準条例第49条、第54条、第59条、第68条、第83条及び第86条において準用する場合を含む。）、第4条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新地域活動支援センター基準条例」という。）第3条第4項及び第20条の2、第5条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新福祉ホーム基準条例」という。）第3条第4項及び第18条の2並びに第6条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新障害者支援施設基準条例」という。）第3条第3項及び第45条の2の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新指定障害福祉サービス等基準条例第34条の2（新指定障害福祉サービス等基準条例第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12、第194条の20、第201条、第201条の11並びに第201条の22において準用する場合を含む。）、新指定障害者支援施設等基準条例第47条の2、新障害福祉サービス基準条例第25条の2（新障害福祉サービス基準条例第49条、第54条、第59条、第68条、第83条及び第86条において準用する場合を含む。）、新地域活動支援センター基準条例第16条の2、新福祉ホーム基準条例第14条の2及び新障害者支援施設基準条例第37条の2の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。
- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新指定障害福祉サービス等基準条例第35条第3項（新指定障害福祉サービス等基準条例第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第123条、第194条の12並びに第194条の20において準用する場合を含む。）、第73条第2項及び第92条第2項（新指定障害福祉サービス等基準条例第95条の5、第110条、第110条の4、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第201条、第201条の11及び第201条の22において準用する場合を含む。）、新指定障害者支援施設等基準条例第50条第2項、新障害福祉サービス基準条例第27条第2項及び第47条第2項（新障害福祉サービス基準条例第54条、第59条、第68条、第83条及び第86条において準用する場合を含む。）、新地域活動支援センター基準条例第17条第2項、新福祉ホーム基準条例第15条第2項並びに新障害者支援施設基準条例第39条第2項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
- 5 施行日から令和4年3月31日までの間、新指定障害福祉サービス等基準条例第36条の2第3項（新指定障害福祉サービス等基準条例第44条第1項及び第2項、第44条の4、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第

123 条、第 149 条、第 149 条の 4、第 159 条、第 159 条の 4、第 172 条、第 185 条、第 190 条、第 194 条、第 201 条、第 201 条の 11 並びに第 201 条の 22 において準用する場合を含む。）、新指定障害者支援施設等基準条例第 53 条第 3 項、新障害福祉サービス基準条例第 28 条第 3 項（新障害福祉サービス基準条例第 49 条、第 54 条、第 59 条、第 68 条、第 83 条及び第 86 条において準用する場合を含む。）及び新障害者支援施設基準条例第 41 条第 3 項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

令和 3 年 2 月 26 日提出

茨城県知事 大井川 和 彦